

中国四国地域国内肥料資源利用拡大ネットワーク 設置要領

1 名称

中国四国地域国内肥料資源利用拡大ネットワーク（以下「中国四国ネットワーク」という）。

2 趣旨

日本で使用される肥料は、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を受けやすくなっている。このような状況からの脱却を図るには、国内資源を活用した肥料の利用を増やし、国際情勢に左右されにくい安定的な肥料の供給と持続可能な農業生産の実現を図っていくことが重要である。

このため、国内肥料資源の利用について関心を高め、取組の拡大に向け、農林水産本省の全国事業と連携し、中国四国地域の関係者に対し肥料関係情報を届けることを目的とする。

3 活動内容

- (1) 会員へメールにより肥料関連情報（取組事例を含む）を随時提供
- (2) 国内肥料資源利用拡大のための勉強会等の開催
- (3) その他

4 会員

(1) 会員

耕種農家等の肥料利用者、肥料製造事業者、畜産農家や下水道管理者等の原料供給事業者、生産者団体、肥料関係者及び行政関係者等であって、以下の各号に該当する者であること。

- ア 2に定める趣旨に賛同し、3の活動に協力すること。
- イ 会員相互で提供情報を共有することに同意していること。
- ウ 反社会的勢力に該当しないこと、及び反社会的勢力と関りを持たないこと。

(2) 入退会

- ア 入会をしようとする者は、入会の申請を行い、事務局が受理した場合に入会とする。
- イ 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会とする。
 - (ア) 事務局に退会の申請があったとき。
 - (イ) 所在不明となり、事務局から連絡がとれないとき。
 - (ウ) 会員であることが著しく不適當であると事務局が判断したとき。

5 中国四国ネットワークの運営

- (1) 中国四国ネットワークの下に、国内肥料資源利用拡大推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。推進チームの構成員は、必要に応じて追加等の変更を行うことができるものとする。
- (2) この設置要領に定めるもののほか、中国四国ネットワークの運営に関し必要な事項は、推進チームで決定する。
- (3) 中国四国ネットワークに係る事務局は推進チームとし、その運営事務は中国四国農政局生産部環境・技術課が行い、事務局長は中国四国農政局生産部環境・技術課長とする。
- (4) 事務局は、設置要領を変更した時は、速やかに会員に周知する。
- (5) 中国四国ネットワークの活動に係る会員への謝金及び交通費は支給しない。

附 則

この要領は、令和5年10月31日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。